

公 告 第 4 3 3 号

平成 2 8 年 3 月 9 日

日本旅行健康保険組合

理事長 小谷野 悦光

健康保険の一般保険料率の変更について

平成 2 8 年 2 月 2 3 日に開催した第 7 7 回組合会において、日本旅行健康保険組合の一般保険料率を変更することを決定し、関東信越厚生局より認可されたので公告します。

記

1. 改定後の保険料率 91.000/1000 (現行 81.000/1000)

(1) 一般保険料率 89.700/1000 (現行 79.700/1000)

内訳 基本保険料率 : 47.272/1000 (現行 : 48.496/1000)

特定保健料率 : 42.428/1000 (現行 : 31.204/1000)

※特定保険料率は、一般保険料のうち、高齢者医療制度への支払に充てるための保険料率です。

(2) 調整保険料率 1.300/1000 (現行 1.300/1000)

※調整保険料とは、全国健康保険組合が共同で実施している事業（高額医療費補助及び財政窮迫組合の助成等）の財源に充てるための保険料で、調整保険料率は、毎年度、健康保険組合連合会が設定します。

2. 負担割合

事業主 : 5 0 % (45.500/1000)

被保険者 : 5 0 % (45.500/1000)

3. 実施時期 平成 2 8 年 3 月 1 日より

月例給与からの徴収は 4 月支給分から、賞与については平成 2 8 年 3 月 1 日以降支給分から新保険料率が適用されます。

以上